

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所役員給与規程

〔平成 13 年 4 月 2 日
制 定〕

平成 14 年 12 月 1 日改正

平成 15 年 4 月 1 日改正

平成 15 年 7 月 24 日改正

平成 15 年 11 月 1 日改正

平成 17 年 12 月 1 日改正

平成 18 年 4 月 1 日改正

平成 19 年 3 月 30 日改正

平成 21 年 6 月 1 日改正

平成 21 年 11 月 30 日改正

平成 22 年 12 月 1 日改正

平成 23 年 4 月 1 日改正

平成 24 年 4 月 1 日改正

平成 26 年 12 月 1 日改正

平成 27 年 1 月 26 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 28 年 3 月 1 日改正

平成 28 年 12 月 1 日改正

平成 30 年 1 月 1 日改正

平成 31 年 1 月 1 日改正

令和元年 12 月 1 日改正

令和 2 年 12 月 1 日改正

令和 4 年 4 月 1 日改正

令和 4 年 12 月 1 日改正

令和 5 年 12 月 1 日改正

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の2第2項の規定に基づき、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(役員の給与)

第2条 役員の給与は、常勤の役員については、俸給、特別地域手当、通勤手当及び特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

(給与の支給日)

第3条 俸給、特別地域手当及び通勤手当は、その月の月額的全額をその月の17日（以下この項において「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給定日の翌日）に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に、支給定日が日曜日又は土曜日でない日であつて、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは、支給定日の翌日に支給する。

2 特別手当は、6月30日及び12月10日（以下この項において「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

(俸給)

第4条 常勤役員の俸給月額、次のとおりとする。

理事長 898,000円

理事 763,000円

2 理事長は、特別の事情により前項に掲げる俸給月額により難いときは、その俸給月額を別に定めることができる。その場合において、理事及び監事については、前項に規定する理事長の俸給月額を超えることはできない。

(特別地域手当)

第5条 特別地域手当は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程（平成18年4月1日制定。以下「給与規程」という。）第12条の規定に準じて役員に対し支給する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、給与規程第15条第1項各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額を常勤役員に支給する。

2 前項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員の例に準ずる。

(特別手当)

第7条 特別手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合における役員として引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 役員が基準日前一月以内に退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、

第1項後段の規定にかかわらず、特別手当は支給しない。

- 4 特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき俸給及び特別地域手当の月額並びに俸給及び特別地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に100分の170を乗じて得た額を基礎として、次項に規定する在職期間別の割合を乗じて得た額とする。ただし、文部科学大臣が行う研究所の業務の実績についての評価を参考に、その者の職務実績に応じ、これを得られた額の100分の10の範囲内で増額し、又は減額することができる。
- 5 前項に規定する在職期間別の割合については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第19条の4第2項各号の規定を準用する。
- 6 特別手当の一時差止処分等の取扱いについては、一般職給与法第19条の5第3号及び第4号並びに同法第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において「各庁の長又はその委任を受けた者」とあるのは「理事長」と、「期末手当」とあるのは「特別手当」と読み替えるものとする。

（日割計算）

第8条 新たに役員となった者には、その日から俸給及び特別地域手当（以下本条において「俸給等」という。）を支給する。

- 2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの俸給等を支給する。
- 3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給等を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により俸給等を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給等の額は、その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（非常勤役員手当）

第9条 非常勤役員の非常勤役員手当の月額は、次のとおりとする。

月 額 42,000円

- 2 第3条及び第8条の規定は、非常勤役員手当の支給日及び日割計算について準用する。この場合において、第3条中「俸給、特別地域手当」及び第8条中「俸給及び特別地域手当」とあるのは「非常勤役員手当」と読み替えるものとする。

（給与の支払方法）

第10条 役員の給与は、その全額を現金で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員が給与の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第11条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成14年12月1日から施行する。

(平成14年12月に支給する特別手当に関する特例措置)

2 平成14年12月に支給する特別手当（以下この項において「特別手当」という。）の額は、改正後の独立行政法人国立特殊教育総合研究所役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第7条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。

一 平成14年12月1日（「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの（次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち俸給及び俸給の額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「俸給等」という。）の額の合計額

二 継続在職期間について改正後の規程の規定による俸給月額により算定した場合の俸給等の額の合計額

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月24日から施行し、平成15年6月15日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成15年11月1日から施行する。

(平成15年12月に支給する特別手当に関する特例措置)

2 平成15年12月に支給する特別手当（以下この項において「特別手当」という。）の額は、改正後の独立行政法人国立特殊教育総合研究所役員給与規程第7条第4項の規定にかかわら

ず、当該規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（理事長が認める役員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、特別手当は、支給しない。

- 一 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までに新たに役員となった者）にあっては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき俸給、特別調整手当、通勤手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に同年4月から施行日の属する前月までの月数（同年4月から施行日の前月までの期間に在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間がある役員にあっては、理事長が認める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- 二 平成15年6月に支給された特別手当に100分の1.07を乗じて得た額

附 則

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
（平成17年12月に支給する特別手当に関する特例措置）
- 2 平成17年12月に支給する特別手当（以下この項において「特別手当」という。）の額は、改正後の独立行政法人国立特殊教育総合研究所役員給与規程第7条第4項の規定にかかわらず、当該規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（理事長が認める役員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。
 - 一 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までに新たに役員となった者）にあっては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき俸給、特別調整手当、の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月から施行日の前月までの期間に在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間がある役員にあっては、理事長が認める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - 二 平成17年6月に支給された特別手当に100分の0.36を乗じて得た額

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
（俸給月額に関する経過措置）
- 2 この規程の施行の日の前日から引き続き役員である者で、施行日においてその役員が受ける俸給月額が当該施行の日の前日に受けていた俸給月額に達しないこととなる場合には、この規程の施行の日及びその前日を含む任期中は、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
(平成21年6月に支給する特別手当に関する特例措置)
- 2 平成21年6月に支給する特別手当に関する第7条第4項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
(平成21年12月に支給する特別手当に関する特例措置)
- 2 平成21年12月に支給する特別手当の額は、改正後の独立行政法人国立特別支援教育総合研究所役員給与規程第7条第4項の規定にかかわらず、この規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（理事長が認める役員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。
 - 一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき俸給、特別地域手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間がある役員にあっては、理事長が認める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - 二 平成21年6月に支給された特別手当に100分の0.24を乗じて得た額

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
(平成22年12月に支給する特別手当に関する特例措置)
- 2 平成22年12月に支給する特別手当の額は、改正後の独立行政法人国立特別支援教育総合研究所役員給与規程第7条第4項の規定にかかわらず、この規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（理事長が認める役員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。
 - 一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき俸給、特別地域手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間がある役員にあっては、理事長が認める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - 二 平成22年6月に支給された特別手当に100分の0.28を乗じて得た額

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年6月に支給する特別手当に関する特例措置)

第2条 平成24年6月に支給する特別手当の額は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所役員給与規程第7条第4項の規定にかかわらず、この規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。

- 一 平成23年4月1日（同月2日から平成24年4月1日までの間に役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において、役員が受けるべき俸給、特別地域手当の月額額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から平成24年3月までの月数（平成23年4月1日から平成24年3月31日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間がある役員にあつては、理事長が認める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- 二 平成23年6月に支給された特別手当に100分の0.37を乗じて得た額及び同年12月に支給された特別手当に100分の0.37を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。
(平成26年12月に支給する特別手当に関する特例措置)
- 2 平成26年12月に支給する特別手当に関する第7条第4項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは、「100分の170」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(俸給月額に関する経過措置)
- 2 この規程の施行の日の前日から引き続き役員である者で、施行日においてその役員が受ける俸給月額が当該施行の日の前日に受けていた俸給月額に達しないこととなる場合には、この規程の施行の日及びその前日を含む任期中は、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附 則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成２８年３月１日から施行する。
(平成２７年６月及び１２月に支給する特別手当に関する特例措置)
- 2 平成２７年６月及び１２月に支給する特別手当に関する第７条第４項の規定の適用については、同項中「１００分の１５０」とあるのは「１００分の１４７．５」とし、「１００分の１６５」とあるのは「１００分の１６７．５」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成２８年１２月１日から施行する。
(平成２８年１２月１日に支給する特別手当に関する特例措置)
- 2 平成２８年１２月に支給する特別手当に関する第７条第４項の規定の適用については、同項中「１００分の１５５」とあるのは「１００分の１５０」とし、「１００分の１７０」とあるのは「１００分の１７５」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成３０年１月１日から施行する。
(平成２９年６月及び１２月に支給する特別手当に関する特例措置)
- 2 平成２９年６月及び１２月に支給する特別手当に関する第７条第４項の規定の適用については、同項中「１００分の１５７．５」とあるのは「１００分の１５５」とし、「１００分の１７２．５」とあるのは「１００分の１７５」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成３１年１月１日から施行する。ただし、改正後の第７条第４項の規定は、平成３０年１１月３０日から適用する。
(平成３０年６月及び１２月に支給する特別手当に関する特例措置)
- 2 平成３０年６月及び１２月に支給する特別手当に関する第７条第４項の規定の適用については、同項中「１００分の１６７．５」とあるのは「６月に支給する場合においては１００分の１５７．５、１２月に支給する場合においては１００分の１７７．５」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年１２月１日から施行する。

(令和元年6月及び12月に支給する特別手当に関する特例措置)

- 2 令和元年6月及び12月に支給する特別手当に関する第7条第4項の規定の適用については、同項中「100分の170.0」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

(令和2年6月及び12月に支給する特別手当に関する特例措置)

- 2 令和2年6月及び12月に支給する特別手当に関する第7条第4項の規定の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の165」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する特別手当に関する特例措置)

- 2 令和4年6月に支給する特別手当の額は、改正後の第7条第4項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された特別手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。
- 3 前項に定める規定の実施に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国家公務員の例に準ずる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。

(令和4年12月に支給する特別手当に関する特例措置)

- 2 令和4年12月に支給する特別手当に関する第7条第4項の規定の適用については、同項中「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。ただし、改正後の第4条第1項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(令和5年12月に支給する特別手当に関する特例措置)

- 2 令和5年12月に支給する特別手当に関する第7条第4項の規定の適用については、同項中

「１００分の１７０」とあるのは「１００分の１７５」とする。